

林 政 審 議 会 議 事 録

1 日時及び場所 平成18年4月17日（月）

虎ノ門パストラル新館6階「ペーシュ」

2 開会及び閉会の時刻 14:00～16:10

3 出席者

委 員 木平会長 青山委員 浅野委員 有馬委員 飯塚委員 魚津委員
太田委員 岡田委員 海瀬委員 加倉井委員 倉沢委員 鈴木委員
早坂委員 古河委員 恵委員 横山委員 芳村委員 鷺谷委員

幹 事 関係府省

林野庁

4 議 事

（1）森林・林業基本計画の変更について

① 主要検討事項、施策の考え方について

② その他

午後 2時00分 開会

○飯高林政課長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから林政審議会を開催させていただきます。

委員の出欠状況でございますが、本日は、委員21名中、現在16名の先生方が出席されており、当審議会の定足数でございます過半数を満たしておりますので、本日の審議会は成立しております。

ただいま惠委員がお見えになったので、17名の委員が出席しております。

鷲谷委員がまだお見えになっておりませんが、後ほどお見えになる予定でございます。

それでは、会長、お願いいたします。

○木平会長 委員の皆様、また、各府省の幹事の皆様、今日はお忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、議事に入る前に、林野庁長官からごあいさつをお願いいたします。

○川村林野庁長官 林野庁長官の川村でございます。開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様におかれましては、ご多用中にもかかわらずご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

この森林・林業基本計画の問題でございますけれども、これまでに森林・林業・木材産業をめぐる情勢の変化、各種施策の効果に対する評価、また、これを踏まえた主要な検討事項についてご議論をいただいたところであります。本日は、その検討事項ごとに推進すべき施策につきまして、各委員からのご指摘も踏まえて整理をいたしました。

これまでの審議会でのご意見等からみますと、どのようにして国民の要請に応えた多様な森林整備を進めていくか、また、木材の需給構造の変化に対応してどのように林業の再生と木材利用を進めていくか、この2点が特に重要ではないかと考えているところでございます。

最近の動きをご報告いたしますと、平成17年の用材の需給率は7年ぶりに2割を超える見込みとなって、ちょっと回復いたしました。これは、国産材の利用が、例えば合板とか集成材が技術的にも可能になったこと、また、外材と比較しましても、価格的にもほぼ横並びになってきた、あるいはそれよりは低いといった事情を反映しているように思います。資源的にも今後充実してまいりますので、いかにこういった需要に応え、本格的な動きとしてこれを確保していくかということが求められております。

林野庁の本年度の予算におきまして、新生産システムということで川上から川下が連携いた

しまして、低コストで安定的な原木供給、ニーズに応じた流通・加工という取組を推進しようということで、モデル地域を指定いたしまして、そこで集中的に施策を実施することとしております。先般、11地域が内定しておりまして、そこにおいてしっかり施策に取り組んでまいりたいと思いますし、指定された地域の方々にはご努力をお願いしたいと思っているところでございます。

また、前回ご審議いただきました森林・林業白書でございますけれども、明日、閣議決定しまして、国会へ提出する予定になっておりますので、あわせてご報告いたします。

また、昨年、治山事業部会においてご審議いただきました国有林野事業特別会計の勘定統合につきましては、3月に法案が通りまして、関係法令が4月から施行されたということでございます。これもあわせてご報告をいたします。

本日、委員の皆様には忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、簡単でございますが、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○木平会長 長官、どうもありがとうございました。

それでは、議事次第により進めさせていただきます。森林・林業基本計画の変更について前回は、現行計画に基づく施策の効果に関する評価と重点検討事項の骨子について審議をいただきました。今回は主要検討事項及び施策の考え方について審議をお願いいたします。

まず、主要検討事項施策の考え方についての内容及び、関連事項といたしまして、以前の審議で委員よりご指摘のありました森林の流域管理システムについて、続けて事務局からご説明いただきます。

では、よろしくお願いします。

○岡田企画課長 企画課長の岡田でございます。座って説明させていただきます。

資料1、検討事項と施策の考え方についてでございます。前回、3月の第2回の本審議会におきましては、現行計画に掲げます施策の効果に関する評価と、そこから導かれます重点的な検討事項についてご審議いただいたところでございます。今回は、この重点的な検討事項につきまして、一定のまとまりごとに基本的な考え方と、個々の事項における推進すべき施策を説明させていただきまして、ご審議いただきたいと考えております。

なお、前回、委員からご指摘いただいた事項について、今回の資料に反映できるものは反映しておりますけれども、今後のご議論に向けまして、次回までにご指摘を再整理いたしまして、計画に反映していくよう検討を進めたいと考えております。

資料1と資料2の関係でございますが、資料2は前回ご提示したものと同一ものでございま

す。資料1は資料2の項目に沿って取りまとめております。ただ、個別項目の名称につきましては、その後の検討においてより内容を的確に表現するために変更している場合もございますので、その点はご了承ください。また、今回の基本計画の見直しに当たりましては、これまでのご意見から見ても、どのようにして国民の要請に応えた多様な森林整備を効率的に進めていくのか、木材の需要構造の変化に対応してどのように林業の再生と木材利用を進めていくのかといったことが特に重要と考えておりますけれども、資料自体は森林・林業全般に及ぶものということになっております。

資料1の1ページをご覧いただきたいと思います。森林の多面的機能の一層の発揮でございます。1ページから30ページは国民ニーズに応えた多様で健全な森林整備に関する資料になっております。1ページ目の効率的・効果的な森林の整備についてご説明いたします。基本的な考え方といたしましては、すべての森林は程度の差こそあれ多面的機能を有しておりますので、その機能を持続的に発揮させるために適切な整備・保全が必要という、現行基本計画の基本的認識を記述しております。

我が国の森林は、今後手入れが必要な高齢級の森林が急激に増加すると見込まれるわけでございます。景観の保全、花粉症対策等の観点から森林に対する国民ニーズが多様化する中で、林業生産活動が停滞しているという状況がございます。

2ページをご覧いただきたいと思います。現行基本計画においては重視すべき機能に応じて森林を3つに区分することといたしております。これは、1つの森林が発揮すべき機能は併存する場合が多いために、重視すべき機能に応じた整備・保全が必要という考え方によるものでございまして、それぞれの区分ごとに望ましい森林の姿を示し、誘導に当たって積極的に人為を加えていく育成単層林、育成複層林や、天然力を活かす天然生林の考え方をお示ししております。

また、この中で、水土保持林につきましては水源のかん養・山地災害の防止、共生林につきましては生活環境の保全や保健文化といった機能が盛り込まれております。

今後は、先ほど申し上げましたような情勢を踏まえまして、立地条件、社会情勢、費用対効果等を踏まえて、多様な森林へと誘導していくことが必要ということでございます。

続きまして、3ページをお開きください。育成複層林及び育成単層林に関する施業の考え方をお示ししております。今後は従来の伐期で一斉に伐採、更新を行う方法に加えまして、高齢級の森林が本格的に増加する中で、将来の森林の姿を描きつつ、こうした森林の抜き切りを繰り返しながら、広葉樹を天然更新等により生育させ、針葉樹と広葉樹を混在させる針広混交林

化、広葉樹林化、それからまた、その跡地に人工更新、複数の樹冠層を有する森林を造成する複層林化、それから、従来の伐期の概ね2倍に相当する林齢まで森林を育成し、主伐を行う長伐期化、こういった施業を推進していくことが重要と考えられます。

これらの施業におきましては、継続的あるいは長期的な樹冠の維持により、林地の裸地化の頻度の低下による水源かん養機能や土砂の流出防止等に係る公益的機能の向上、こういった共通したメリットがあるわけでございます。

また、それぞれのメリットとともに経営上判断すべき事項や留意事項がございますので、立地条件や費用対効果などを勘案しつつ、誘導する必要があるということでございます。

4ページは、今申し上げました多様な森林整備への誘導イメージを図で示したものでございます。「多様な森林整備の分岐点」と吹き出しで書いたものがございますけれども、今後はこの分岐点からどういう森林を目指していくかという方向性を出していくことが重要だということでございます。

5ページをご覧くださいと思います。今後の施策の考え方についてでございます。左側の欄は、前回まで説明させていただきました施策の効果の評価等にかかわります個別検討事項の必要性を記述しております。右側の欄は、今後推進すべき施策を記述しております。多様な森林整備の誘導に向けた条件整備につきましては、今後幅広い関係者に具体的かつわかりやすく示しつつ、立地条件、社会情勢、費用対効果等を踏まえた多様な森林整備の誘導に向けた条件整備が必要というふうにしております。

今後推進すべき施策といたしまして、1つ目として広葉樹林化等の対象地の設定に当たっての指標の作成、2つ目といたしまして施業コストを踏まえた効率的な森林施業技術等の体系的な普及、3つ目といたしまして多様な森林整備に対応した低コスト作業システムの整備・普及、4つ目といたしまして公的機関による森林整備の促進などが必要と考えております。

6ページでございますが、この条件整備のイメージとしまして、これまでの森林整備の方向づけや技術の普及のための取組に加えまして、今後の施策の例ということで示しております。

7ページには、右側に自治体における多様な森林整備の取組事例を紹介しております。

8ページをご覧くださいと思います。路網と高性能林業機械の一体的な組み合わせによる低コスト・高効率の作業システムの整備・普及でございます。これにつきましては、複層林施業等に対応した効率的な路網配置の手法等が未構築であるといったこと、それから、効率的な作業システムの導入や普及が低位な状況にあるということを踏まえまして、今後推進すべき施策といたしまして、右側でございますように、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コス

ト作業システムモデルの提示、実証試験・調査を行うモデル森林の設定と研修、必要となる機械の開発・改良、普及等。4つ目といたしまして、作業路網の普及のためのマニュアルの整備や人材の育成、さらに作業システムに対応した路網の計画的な整備といったことが必要と考えております。

9ページは、作業システムのイメージを図で示したものでございます。右側では、機械の種類により路網の形が異なってくるということを示しております。路網・機械の組み合わせをどうやって仕組むかということを示した資料でございます。

10ページでございますが、右側に効率的な作業システムの導入の事例を紹介しております。宮崎県における取組、それから、愛知県での取組を紹介させていただいております。

11ページにまいりまして、公的機関による森林整備の促進でございます。森林所有者の経営意欲の一層の低下によりまして、人工林に期待されるさまざまな機能の低下の懸念、特に大きな役割を果たしてきました林業公社による森林整備が停滞する中で、林業の再生に努力しつつも、なお森林所有者等による森林整備が進みがたいところにつきましては、公的機関による森林整備の促進が必要だというふうにしております。

今後推進すべき施策といたしましては、1つ目といたしまして、森林所有者と公的機関の負担のバランスに留意しながら、部分的な公有林化等の手法の導入の検討。2つ目といたしまして、林業公社造林地について、多様な林相への転換。また、造林未済地について新たな発生を抑制しつつ、早期に適切な更新を確保するための対策を推進。さらに、奥地等の荒廃した保安林については、治山事業による針広混交林化・広葉樹林化等の推進が必要というふうに考えております。

続きまして、12ページは、林業公社、県による森林整備の取組の事例を紹介しております。右側に青森県、山梨県、岐阜県の取組事例を載せております。

13ページは、林業公社の長期債務の増大などの問題が顕在化する中で、国としても公社造林の適切な整備が図られるよう、新たな債務の増加防止、円滑な債務の償還、安定的な資金の確保といった効果を生み出せるような施策に取り組んでいるということを示したものでございます。

14ページから15ページでは、国家レベルの森林資源の管理体制の整備と森林関連情報の公開の推進、そして、16ページから17ページは、花粉症発生源調査等に基づく効果的な花粉発生抑制対策の推進に関して、推進すべき施策あるいは具体的な事例をお示ししております。

時間の都合上、ここの部分の詳細は割愛させていただきます。

18ページをご覧くださいと思います。国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進でございます。基本的な考え方といたしましては、森林の多面的な機能を持続的に発揮させていくためには、森林を社会全体で支えていくために国民の理解を得ていくことが重要としております。ボランティア活動を徐々に活発化し、また、一部の企業におきましては、C S R活動の一環として取り組む事例も見られるわけでございますけれども、まだ限定的であるということでございます。

19ページをご覧くださいと思います。健康づくり、文化、環境教育等の場として森林利用への期待が高まる中で、身近な自然である里山林の再生を促進するとともに、森林整備・保全と木材利用の必要性に対する理解と関心を高めるため、森林環境教育の機会を広く提供していくことが重要であるということを示しております。

20ページには、C S R活動等多様な主体による森林づくりの促進につきまして、ボランティア団体には資金、活動フィールド及び幅広い参加者の確保に苦慮しているといった問題点もあります。また、一部の取組にとどまっておりますC S R活動をはじめとする多様な主体による森林づくりを促進することが必要であることを踏まえまして、今後推進すべき施策といたしまして、森づくりに関する各種情報収集・提供、企業、N P O等の橋渡し、森づくりをサポートする組織整備に対する支援。活動についてのわかりやすい評価手法の開発、評価結果のP R、評価体制の整備、こういったことが必要と考えているわけでございます。

21ページには、「企業の森づくり」の事例のほか、企業からこういう取組ができれば参加がやりやすくなるといった企業からの要望をまとめております。

22ページをご覧くださいと思います。地域と都市住民の連携による里山林の再生活動の促進についてでございますが、里山林等の整備や利用の意義、住民に身近なという点で大きいことから、今後推進すべき施策といたしまして、ボランティア、N P O等の多様な主体の参加による整備の支援、それから、市民活動、森林セラピーといった多様な里山林の利用活動の促進のために、里山林利用に関する協定の締結、利用活動の立上げ等の支援、こういったことが必要と考えております。

23ページには、里山林再生に関する国の支援策、地方自治体における独自の条例の制定、企業における再生活動の事例を掲げております。また、昨年度は森林セラピーを国民に広く定着・普及するため、森林セラピー基地候補全国サミットが開催されたことについても触れております。

24ページをご覧ください。森林環境教育の充実でございますが、一部活動は進展しているも

の、まだまだこれからの段階であるということで、今後推進すべき施策といたしましては、分野横断的な人材育成、森林の多面的な機能や木材利用の意義等への理解をより深めるための活動の推進。それからまた、森林環境教育に取り組む民間団体への活動支援、森林・林業関係者と民間団体の連携強化が必要と考えているわけでございます。

25ページには、森林環境教育に関する各府省が連携した取組や、地域とNPOが一体となつて行う民間レベルでの取組を紹介しております。

26ページは、森林を支える山村の活性化でございます。森林の整備・保全を推進するためには、その担い手の山村への定住が必要なわけでございますが、山村では農林業の低迷等により過疎化・高齢化が進行しているわけでございます。一方で、いわゆる「団塊の世代」が定年退職を迎えていく中で、都市住民の山村暮らしのニーズが高まるといったことが記載されております。

27ページをご覧いただきたいと思います。今後の施策の考え方といたしまして、地域特性と都市住民のニーズを踏まえた多様な定住の体制整備についてでございます。生活基盤の整備が都市部に比べて低位であるとともに、都市住民のニーズを踏まえた定住支援のための体制整備が遅れているという状況にあることから、今後推進すべき施策といたしまして、NPOや地域住民と多様な主体の連携による山村活性化の取組の推進、定住後の地域活動を支援する体制の整備、また、山村地域の持つ資源を活用した魅力ある地域づくりの推進といったことに取り組むとともに、地域住民の意向を踏まえて、集落機能の維持・活性化を支援することが必要と考えているわけであります。

28ページには、都市住民のふるさと暮らしに関するニーズや、NPOによる都市住民への情報提供、都市部と山村部の自治体の連携による交流、こういったことの取組事例を紹介しております。

29ページには、地域特産物の振興等による山村の就業機会の確保でございます。山村特有の資源を活用して新たな産業の育成をする。あるいはまた、新たな需要を踏まえた特産物の振興等が必要でございますので、今後推進すべき施策として、特産物につきましては売れる商品の供給のための品質確保等の推進。それから、山村特有の資源を幅広く活用した新たな産業の創出と全国的な普及啓発が必要ということを記述いたしております。

30ページには、きのこ等の特産物をめぐる情勢、U・J・Iターン等を行った者の希望の内容や、地域の特徴を活かした産業の創出の取組事例を紹介しております。

引き続きまして、国土保全でございます。31ページから42ページまでは国土保全の関係で

ございます。基本的な考え方といたしましては、近年の局所的集中豪雨の頻発、あるいは、地震の発生等により、依然として激甚な山地災害が発生しているとともに、地域的な渇水も発生しています。このような中で山地災害の防止を図り、国民の安全・安心を確保するために流域一体となった対策が重要であるということでございます。

32ページには、山地災害の発生状況や災害、渇水の事例を紹介しております。

33ページには、今後の国土保全対策の推進のイメージを示しております。従来は各箇所が発生する崩壊地の復旧を中心とした対策を行ってきたわけですが、今後は流域一体となった対策、特に緊急性や重要性の高い地区への重点的な対策が必要となっているということを示したものでございます。

34ページは、病虫害の関係でございまして、その防止も重要となっています。それとともに、近年は森林への入り込み者が増加しておりまして、森林生態系の適切な管理も重要となっているということでございます。

35ページは、今後の施策の考え方でございます。まず、民有林と国有林が連携した流域保全対策等につきましては、先ほど申し上げました状況を踏まえ、今後は総合的な流域保全対策、ソフト対策と連携した減災対策が必要であることから、今後、推進すべき施策といたしまして、民有林と国有林を通じた流域全体の治山計画の作成と効果的な事業の実施、2つ目といたしまして、山地災害危険地区の再点検によりまして、緊急性、重要性の高い地区への治山対策の重点化、山地防災ヘルパー等の活用による減災対策の推進が必要と考えております。

36ページには、雲仙のような大規模な災害発生時において、民有林、国有林の連携を進めながら、対策をとってきたわけですが、流域全体の視点から治山事業を効果的に実施する観点から連携・調整をさらに進める必要があったこと。それから、平成18年から設けた治山事業連絡調整会議の内容について紹介しております。

37ページから38ページは、衛星データ等の活用による民有林と国有林が連携した保安林管理情報整備に関し推進すべき施策を示しております。これも時間の都合上詳細の説明は割愛させていただきます。

39ページは、病虫害による森林被害対策の重点化についてでございます。松くい虫の分布域が寒冷地に拡大するなどの状況を踏まえまして、松くい虫被害拡大の先端地域における重点的な対策、鳥獣による被害に対する関係者の連携による広域的な体制の構築が必要ということでございます。

40ページは、近年の松くい虫の被害地域の拡大の状況、それから、市民参加の保全活動の取

組を紹介しております。

41ページから42ページは、貴重な森林を適切に維持していくための対策の推進施策をお示しております。

次に、43ページをご覧くださいと思います。ここからは国産材の利用拡大を軸とした林業・木材産業の再生について記述いたしております。43ページには、木材の安定供給体制の整備について記述いたしております。基本的な考え方といたしまして、林業採算性の悪化、不在村化などによりまして、森林資源が増大しているにもかかわらず、全国に林業生産活動が停滞している現状にあるということでございます。

44ページには、木材に対しユーザーの求めるニーズは従来の無節などの表面の見ばえから、品質・性能に移行し、変化してきておりまして、住宅産業ではプレカット加工は6割を占めるなど、建築材に対する事業者ニーズが大きく変化しているという状況を示しております。

45ページは、こういったニーズの変化の動きに対して国産材が十分対応しきれない状況にあるということでございます。左上の図は国産材の流通構造でございますけれども、多段階な流通構造となっているということでございます。一方、近年は製材工場的大型化に伴う直送化、あるいは、プレカット工場への入荷が進みつつありまして、国産材の流通構造にも変化の兆しが見られるということでございます。

46ページは、川上から川下までが一体となった安定供給体制を整備して、林業・木材産業の構造改革を進めていくことが必要であると。そのためのモデルを、左が従来、右に今後目指すべき方向のとして掲げているわけでございます。

47ページをご覧くださいと思います。施策の考え方でございます。まず、施業・経営の集約化と低コスト生産に向けた条件整備による収益性の向上につきまして、所有規模の大小にかかわらず、林業生産活動が停滞している現状、今後は需要者のニーズに応じた素材の安定供給を進めていくことが必要といった、先ほど申し上げました考え方を踏まえまして、施策として、1つは所有者から事業体への委託等による集約化を促進するあっせん体制の充実。それから、森林組合などの林業事業体から所有者に対して施業プランを提案する、いわば提案型施業の普及・定着の促進。3つ目といたしまして、施業の集約化のための働きかけにつながる森林整備地域活動支援交付金の見直し。4つ目といたしまして、路網と高性能機械を組み合わせた低コスト作業システムの整備・普及。5つ目といたしまして、生産量の拡大と生産性の向上に意欲を持つ事業体の育成といったことを示しております。

48ページには、左上の表で生産量が年間1万立方メートル以上の大規模事業体のシェアは高

まっているものの、素材生産量は減少していること。また、1事業体当たりの素材生産量はそれほど増えておらず、左下の表では森林施業の実施林家数は、間伐を除きまして、5年前と比べて大幅に減っていることを示しております。右の欄では、こうした中であっても施業の集約化を図ろうということで、静岡でプロジェクトを開始し、改善に努力されている事例を紹介させていただきます。

49ページをご覧くださいと思います。需要に応じた国産材の安定供給のための民有林・国有林を通じた生産・加工・流通の一体的な体制の整備でございます。原木の大量・安定的な確保はなかなか進んでいないという状況を踏まえまして、今後推進すべき施策として、民有林と国有林が連携した安定供給を行う体制の整備。それから、安定供給に必要なロットの確保・取りまとめに必要な条件整備。3つ目といたしまして、生産性向上のための素材生産業の協業化や効率的経営のモデル構築。4つ目といたしまして、素材生産を行う事業者の選定や育成。それから、伐採から造林までを一連の施業として実施する場合に必要な運転資金の融通。さらにまた、木材を元玉から総合的に利用していくシステムの構築。こうした中で、森林組合は重要な役割を果たしてもらうことが必要だと考えております。

50ページには、民有林と国有林が連携して木材を安定供給している事例を右側に紹介しております。

51ページでございますが、林業経営を担う人材や育成すべき林業事業体の従事者に対する幅広い知識や技術、優れた経営感覚の普及ということでございます。推進すべき施策といたしましては、地域のリーダー的な森林所有者で組織する林業研究グループに対する経営・技術指導の強化や、地域の林業後継者の育成・確保の取組。また、施業の集約化に取り組む事業体の従事者に対する普及・啓発活動の強化。それから、事業体による提案型施業の普及・定着の促進が必要というふうに整理いたしております。

52ページでは、左下に林研グループと普及指導事業との連携の事例、右側には単なる事業執行ではなくて、森林経営コンサルタント業務にまで発展させている日吉町森林組合の事例を紹介しております。

53ページは、若年層を中心にした就業者の確保・育成でございます。林業就業に意欲を有する若者等を対象として、林業就業に必要な技能・技術を付与するための研修によりまして、新規就業者の確保・育成を促進していくことが必要というふうに整理いたしております。

54ページの左下のグラフでは、「緑の雇用」などによりまして、平成15年以降、新規林業就業者数は増加傾向にあるといったこと。右下に和歌山県の取組事例などを示しております。

55ページでございます。木材産業の競争力の強化でございます。これまで2割に満たなかった用材の自給率、先ほど長官がごあいさつのときに申し上げましたとおり、7年ぶりに2割を超えると見込まれるなど、国産材利用は増加の兆しが見られます。右下の表のように、柱材について集成材の割合が高まっているという状況がございます。

56ページでは、合板への国産材の入荷量は、スギを中心に伸びていることを示しております。一方で、右の表で示しますとおり小規模な製材工場が多く、1工場当たりの入荷量も相対的に少ないということをあらわしておりまして、国産材の国際競争力のさらなる強化や製品開発力、あるいは、販売戦略の強化が必要なことをあらわしている表になっております。

57ページでございます。施策でございますけれども、高い事業効果が見込まれる事業者に対する集中的な支援による製材・加工の大規模化の推進。それから、先ほど説明いたしました安定供給体制と同じものとなるわけでございますけれども、原木が大量かつ安定的に調達できる体制の整備が必要だというふうに整理いたしております。

58ページの左上の表では製材工場が減少している中で大規模化が進んでいること。右上の表では、とりわけ大規模工場の労働生産性が高まっていることを示しております。

59ページをごらんいただきたいと思います。消費者ニーズに対応した製品開発や供給・販売戦略の強化でございます。この戦略はまだ不十分であることを踏まえまして、施策といたしまして、「顔の見える木材での家づくり」の取組の強化。利用者との協働による、消費者ニーズに対応した、内装材や家具等の高付加価値製品の開発や供給体制及び販売戦略の強化、こういったことが必要というふうに整理いたしております。

60ページには、「顔の見える木材での家づくり」に取り組む団体数やその供給戸数実績、生産・加工のネットワークによりまして、住宅生産を行っている事例を紹介いたしております。このように「顔の見える木材での家づくり」におきましては、地域に密着した製材工場等が重要な役割を果たしていると考えられるわけでございます。

61ページをご覧いただきたいと思います。消費者重視の新たな市場形成と拡大についてでございます。国産材の需要拡大のためには、消費者が国産材を選択するための価値観の形成、あるいは、環境づくり、それから、違法伐採対策の総合的な推進や、海外市場の拡大、木質バイオマスの原料となる林地残材の効率的な利用、効率的な生産・搬出・流通システムの構築などの総合的な利用の推進が必要というふうに考えているわけでございます。

62ページでは、左の表で木質バイオマス資源の43%が未利用で、とりわけ林地残材ということですから、基本的には未利用ということになるわけでございますけれども、そこは大きな利

用があるということを示しております。

63ページをご覧くださいと思います。今後の施策の考え方といたしまして、まず、企業・生活者等ターゲットに応じた戦略的な普及啓発、これが地域材利用の取組におきましてまだまだ課題が残っているということを踏まえまして、推進すべき施策といたしまして、企業での国産材製品利用の増大など実需の創出が拡大するように、企業への働きかけの強化。また、木の文化の理解を深めるために、木材利用に関する環境教育に係る活動を促進していくことが必要というふうに整理いたしております。

64ページには、木づかい運動による企業の国産材製品使用の拡大事例などを紹介しております。このほか、今回の資料にはお示ししておりませんが、従来から進めております公共施設への木材利用を通じた普及啓発も重要と考えているわけでございます。

65ページをご覧くださいと思います。違法伐採対策の推進についてでございますが、今後推進すべき施策といたしまして、政府調達、行動規範の策定、生産国支援、G8森林行動プログラムのフォローアップの推進。それから、関係団体や消費者等に対しまして、「違法に伐採された木材は使用しない」ことへの重要性等についての普及・啓発活動の推進が必要というふうに整理いたしております。

66ページには、違法伐採対策の現状と我が国の基本姿勢、右側には我が国の取組状況を紹介いたしております。

ページをめくっていただきまして、67ページ、海外市場の積極的拡大についてでございます。近年、輸出の取組は増加しているわけでございますけれども、絶対量はまだ低位な状況でございます。今後、推進すべき施策といたしましては、重点的に市場開拓を行うべき国や地域に応じた国産材の輸出戦略の構築、国産材製品に対するニーズやウオন্ツの形成に向けた輸出環境の整備、こういったことが必要というふうに考えているわけでございます。これまで輸出した木材が製品となって我が国に輸入されるといったことについても注視が必要というふうに考えております。

68ページには、秋田、宮崎、鹿児島各県の中国や韓国への木材輸出の取組事例をご紹介します。

69ページでございます。木質バイオマスの総合的利用の推進でございますが、今後推進すべき施策といたしまして、木質バイオマスを燃料としたエネルギーや製品を低コストで高効率に生産する技術の開発、低コストな輸送も含めた木質バイオマスの供給体制の整備の推進、未利用材のバイオマス利活用の推進といったことが必要というふうに整理いたしております。

70ページには、木質ボードへの利用や木材産業以外での木質バイオマスの利活用事例をご紹介します。

以上が重点的な検討事項と施策の考え方でございます。

○木平会長 それでは、どうぞ。

○沼田計画課長 計画課長でございます。資料3に基づきまして、森林の流域管理システムについて説明させていただきます。

森林の流域管理システムにつきましては、平成3年の森林法の改正を契機として、本格的に実施し始めたものでございます。民有林の森林計画の単位で森林計画区というのがございますが、民有林は255ございまして、それに対しまして国有林は全国を80の区域に分けて森林の取扱いを決めております。そういった区域なり、森林計画を立てる時期が違ったというようなこともございまして、このペーパーで整理しておりますように、民有林・国有林を通じて、森林・林業・木材産業関係者の総意の下に、全国を158の民有林・国有林共通の流域に区分いたしまして、それぞれの流域の特性に応じた森林整備・林業生産が行われるように、1つには、森林計画をそれぞれ樹立いたします都道府県知事、森林管理局長が協調して同一の区域で同一の時期にお互いの意見を聴いて森林計画を立てて、森林整備等の関係施策を推進するということが1点でございます。

2点目は、それぞれの流域の中にございます地方公共団体、森林管理署、それから、森林・林業・木材産業関係者、あるいは、下流の受益者等さまざまな方々が協議会をつくって、その中で森林・林業等についての合意形成を図り、具体的な活動を推進していこうという仕組みでございます。

最初のページの右下に合意形成の仕組みと書いてございますが、それぞれの流域の中に、流域森林・林業活性化協議会というものをつくりまして、その事務局として流域活性化センターを置いているところがございますけれども、そういったものを拠点として基本方針なり具体的な計画をつくって、流域一体の取組を推進しているという状況でございます。

次のページでございます。取組事例といたしまして、4つほど掲げております。もちろんいろいろな取組事例はあるわけでございますけれども、今回は4つほど挙げさせていただいております。1つは、高知県における共同施業団地でございます。高知県の安芸森林管理署管内でございます。北川村の大谷地区というところでございますが、国有林と民有林が協定を結びまして、330ヘクタールほどの間伐団地を設定して、この中で間伐も作業道も森林組合が実行しているという形態でございます。平成11年から20年までの予定で共同して森林整備に取り組

んでいるところでございます。こういった事例も各地に見られているということでございます。

右の方にいきまして、川上と川下が一体となった産地形成でございます。先ほどの資料1にも岩手県の事例が出ておりますけれども、大槌・気仙川の流域でございます。ここの流域の住田町なり陸前高田市が中心でございますけれども、木材加工関係、それから、プレカットなりラミナの製造といった、加工施設の整備を行いまして、川上の方は森林組合なり素材生産協同組合が原木の直送化に努めているというような状況でございます。そういったことで、原木の取扱量も、ここ5～6年の間、3万立方メートル体制から6万立方メートル体制になってきているというようなところでございます。

それから、左下が水源林の保全に関する森林整備協定でございます。北海道の芦別市で地域の水源を守る水源林の保全ということで、この区域は約2,400ヘクタールほどの国有林がございましたが、間伐などを地域の事業体がやることもございますし、地域の方々は分収造林を実施する、あるいは、「レクリエーションの森」の清掃活動等を実施しているということでございます。国有林と民有林の関係でこういった事例も出てきておりますけれども、地方公共団体が上下流の間で協定を結んでいるというような事例も全国で40以上上がっているということでございます。

右側でございますが、「顔の見える木材による家づくり」ということで、栃木県的那珂川流域の事例を掲げております。森林組合や製材業者、設計業者、工務店などが中心になって、住宅をつくるための協同組合を設置しておりますけれども、活性化センターが中心となっているもので、例えば伐採現場から製材工場、それから住宅の建設現場まで、見学会を開催するというような活動もやってきております、五、六十名の参加があるようでございます。

また、このほかにも、「八溝杉の家協同組合」が住宅の見学会をやって、年二、三回、それぞれ100名程度が参加していると。地産地消の運動の一環と言えるかと思っておりますが、平成13年から16年までこの組合は合わせて34棟を建設しておりまして、平成17年だけで17棟ということで、最近急速に増えてきているということでございます。

ちなみに、「顔の見える木材による家づくり」というのは、全国で218団体ほど活動しているという状況でございます。

次のページでございますが、流域管理全体的な課題と今後の方向ということで整理しております。流域管理の関係で成功しているところ、比較的うまくいっているところがあるかと思っておりますが、一部、なかなかうまくいっていないと言いますか、全般的に森林・林業・木材産業自体低迷している部分がございますので、課題として整理いたしますと、一部に

は民・国連携した森林整備への下流側からの支援が見られるわけでございますけれども、木材価格の低迷等による森林所有者の経営意欲の低下といったものを背景といたしまして、手入れ不十分な森林が存在する。そういったことから、流域一体となった森林整備・保全のさらなる取組が必要なのではないかと考えているところでございます。

うまくいっているようなところ、なおかつ、こういった反省点を踏まえまして、今後の方向ということで5点ほどまとめておりますが、先ほどの施策の考え方にも網羅されている部分もあるかと思っております。課題を5つ掲げておりますけれども、それぞれの地域は特性を持っているわけでございますので、関係者の協議や合意形成をさらに進めていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

1つは、低コスト・高効率の作業システム、国有林のフィールドを活用する場合もあるでしょうし、提案型の施業に取り組むという場合もあるかと思っております。そういったことが第1点です。それから、下流側からの支援の充実を図る観点から、企業もございましょうし、ボランティアの方々もあると思いますが、そういった方々との連携強化。それから、治山事業の関係でも、安全・安心という性格上、国有林なり都道府県が中心になっておりますけれども、地域の意見をどういった点で汲み上げていくかということはあるかと思っております。

あとは、何と言いましても林業再生に向けて地域一体になって原木の安定供給体制の構築等に取り組む必要がある。また、国有林として先導的・積極的にどのように展開していったらいいかということが、私どもとしても検討しなければいけないのではないかと考えています。要は、地域として合意形成を推進して、共通の目的なり目標を持って、川上や川下の方、あるいは、林業・木材産業の方々、それぞれ商売ですので、ある意味で対立する部分はあるかもしれない、今まではそうだったのかもしれないですけども、お互いが互恵的に助け合って、地域全体として取り組んでいきたいと思います。それから、地域の方々にそういった動きを発信していくことが、これからの流域管理システムを進めていく一つの方法ではないかと考えております。

以上でございます。

○木平会長 どうも丁寧な説明をいただきまして、ありがとうございます。

今、資料1、2、3によりまして、1つは重点検討事項・施策の考え方、こういった基本的なものをご説明いただきました。また、3では流域管理システムの状況及び課題についてご説

明いただいたわけです。

今の説明に対しまして、委員の皆様からご質問をいただきたいということです。これから1時間ぐらいを予定しておりますので、それぞれの立場からご意見をいただきたいと思います。

○魚津委員 すみません、急用ができて途中で帰りますので、トップバッターでお許しいただきたいと思います。

違法伐採の材木の問題でございますが、安価で入ってくるということにつきましては、国産材の需要の拡大による林業の再生、山村の活性化等々について大変危惧しております。そういう記述がしっかりと載っていますので、私はものすごくうれしいと思っております。

もう1つは、私は従来にも申し上げたと思うんですが、京都議定書のCO₂の削減等々につきまして、環境税について林野庁さんは、農林水産省は少し弱いのかなと。環境省という省をまたぐから、そういう問題があるのかなと思いますが、環境税や森林環境水源税の創設によりまして、国民的支援の仕組みの構築を図っていく必要があるのではないかなと。

実は全国森林環境水源税創設促進連盟というのがあるんですよ。これが平成16年に950市町村があったんですが、ご存じのように市町村合併が進みまして、現在460の自治体が加盟して、議員連盟をつくりまして、一生懸命頑張っていきたいなと。そういう途上にあるんですが、この問題は国がみこしを上げないものですから、都道府県でそれぞれ単独の森林税等々が創設されているんですね。そういうことですので、やるならやる、ならなければカットするとか、大きな意味の判断すべき時期にきているのではないかなと思っております。

それからもう1つ、森林整備計画を市町村でやりなさいということではありますが、施業勧告に応じない場合につきまして、権利移転等のほか施業委託についても協議すべき旨を勧告できるということになっているんですね。これは言葉としてはわかるんですが、私ども自治体を預かる者としてはかなり難しいなという認識を持っておりますので、ここら辺の考え方をぜひとも整理していただけないだろうかと思っております。

それから、もう1点であります、地域特産物の振興等による山村の就業機会の確保、その中に地域における確実な定着のための専門家の派遣の推進と書いてあるんですね。これは抽象的ではないかなという気がします。

この3点、ご意見を申し上げておきます。

○木平会長 今の第3点目はちょっと理解できなかったんですが、林産物の前のときに、何でしたっけ。森林環境税の話がありましたね。その次に……。

○魚津委員 その次は、市町村の森林整備計画の指定を行うということになっているんですね。

そこのところがなかなか。「権利移転等の施業委託においても協議すべき旨勧告できる」となっているんですが、自治体としてはなかなかしづらいものなので、そこのところをはっきりと明示というか、指針を出していただければという趣旨であります。

○木平会長 はい、わかりました。

これについて、お答えいただけるところがあればいただきたいし、ご意見として伺っておくのであればそれでいいと思うんですけども、いかがですか。

○岡田企画課長 市町村の森林整備のところにつきましては、制度として整えているわけで、この発動をどうするか。市町村の行政にそこをやっていただくという位置付けになっております。現実として実績はないということになりますので、今後、森林をいかにして管理、守っていくかということで、市町村の方々にどういうふうに管理していただいているかということも、引き続き検討させていただきたいと思っております。

○木平会長 ありがとうございます。

環境税については、国としての方針を示す時期ではないかと、ご意見として伺っておきます。

それから、特産品ですね、林産物の振興について少し具体性が欠けているのではないかとというご意見ですよね。

これ以外の事項についてご意見をいただきたいと思います。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 森林・林業基本法、歴史と時代が要求している内容から、木材資源を供給するという切り口から、森林の多面的・持続的な機能ということでシフトしてきたという歴史的な背景があるわけですが、先ほど長官の話の中にも、国産材の利用が2割ということで、若干戻ってきたということ。それから、日本の山も高齢級化してきたという背景が出てきた。そうした中で、新生産システムという11モデルを指定したんだと、こういうお話を伺いました。大変ありがたいことだと思っているわけです。

こうしたことをこれからもどんどん積極的に推進していかなければいけない。これは時代の背景が相当大幅に変わってきているんだろうと。今、違法伐採のこともありましたし、あるいは、中国での木材需要が非常に増えているという背景もございます。そうした中で、価格が下落しているのも、場合によっては反転していくのではないかとこのようなことがありますので、ぜひこの部分に力を入れてやっていただきたい。我々民間としてもできるだけ、こうしたところに資金を注ぎ込んででも林業の活性化を図っていくべきだと思っているわけです。

一つ申し上げたいのは、そういった時代の流れ、森林の多面的機能というような関係から、

森林の3区分が行われていて、水土保持林と、森林と人との共生林、それから、資源の循環利用林となっているんですが、そういう体系の中で水土保持林に指定されている部分が非常に大きい。それから、資源の循環利用林に指定されている部分が非常に少ない。数字でいきますと、水土保持林は66%で、資源循環利用林が21%というのが現状だと認識しておりますけれども、ここらあたりの指定問題もこうした時代の背景の中から見直していくべきではないかと。水土保持林から資源の循環利用林へ転換する、あるいは、転換を容易にするシステムというようなことから、先ほどの新生産システムにつなげていく運動へ持っていくべきではないかというふうに考えておりますが、ご意見をいただきたいと思います。

それから、今、魚津委員から環境税の話が出ましたが、この場合については、環境税で森林の整備ということが議論になるわけでありましてけれども、現在、私どもの立場で言っております環境税の内容がかなり問題があるのではないかと感じております。ですから、この点に関してはもっと慎重に議論しないと、森林が荒廃しているから、今すぐ環境省が出しているような環境税を導入していいのかどうかというのはかなり疑問に思っておりますので、そのことも一つつけ加えて申し上げておきたいと思います。

○木平会長　ありがとうございます。

多様な機能へ移りつつある中で、新生産システムのような木材生産についてきちっとやっていくべきだと。2つ目としては、3区分について再検討があってもいいのではないかというご意見です。それから3点目は、環境税の内容について十分検討すべきだと。

これについて林野庁から何かあれば。

○沼田計画課長　それでは、私からよろしいですか。

3区分の関係でございますけれども、ご承知のように水土保持林と森と人との共生林、資源の循環利用林というものに区分しておりますが、いわゆる市町村森林整備計画のレベルで、属地的に区分を行っております。その意味するところは基本的な森林整備なり、保全の方法をわかりやすく示していきたいということで、地域の実情に応じて区分してくださいというような指導もさせていただいているところでございます。

現実には水源かん養を主とした水土保持林というのは約7割を占めているわけでございますけれども、水土保持林だからといって伐採ができないということではございませんで、それぞれの森林の中で何を重視していったらいいかということをみんなで考えていただくということが大事なのではないかと思っております。こういった区分自体、始めて間もないということもございまして、そういった点を踏まえて、これから森林整備・保全をどうしていったらいいかと

いうことを、県や市町村と意見交換しながら進めていきたいと考えているところでございます。確かに7割、2割ということはございますけれども、国の方から地方に、「こうでなくちゃいかん」とかいうことまで申し上げるつもりはございませんで、意見交換をしながらそういうところも決めていきたいと考えているところでございます。

○木平会長 鈴木委員、よろしいでしょうか。

○鈴木委員 はい。

○木平会長 ありがとうございます。

先ほど魚津委員、鈴木委員、お2人から環境税についてご意見が出たんですけれども、林野庁で現在の立場というんですかね、何かあれば。

○辻次長 環境税の話の前に、林野庁としては地球温暖化防止対策で森林の吸収量3.9%というのがございますので、これを達成しなければいけない。今のルールからいきますと、吸収源としてカウントできる森林は何らかの形で手が入った森林ということになっております。そのためには森林経営をやらなければいけない。森林経営をやるためには、保安林等の部分もございますけれども、そのためには一定の予算が必要でございます。この予算をどういう形で確保していくか。現在の状況では、環境税は極めて大きい手法だと思っているわけでありまして、この点につきましては、これから環境省ともいろいろ相談をしながら、進めてまいりたいと考えているところであります。

○木平会長 ありがとうございます。

魚津委員と鈴木委員のスタンスはかなり違った立場からの環境税のご発言だと思いますが、そういう委員の意見をこれから検討で続けてやっていただきたいと思います。

それでは、倉沢委員。

○倉沢委員 66ページに書かれております違法伐採のことで、違法伐採に対する我が国の姿勢というところで伺いたいんですが、ここにインドネシアという国の名前が上がっておりますけれども、インドネシアでは約50%以上が違法伐採ということで、ものすごい数字なんです、こういうすごい状況を許している理由としましては、1つには、インドネシア林業省の職員がそこに絡んでいるということで、防ぎようがないほど手の込んだ形で違法伐採が行われている現状がございます。もう1つは、違法伐採の大部分がボルネオ島で行われているわけですが、ボルネオ島はご存じのように北半分がマレーシア領になっております。インドネシアから陸路マレーシア領に越境して丸太を運んでいって、そこで加工するわけですが、そうやって加工されたものは違法伐採のものかどうかというのは見分けがしがたくなっているのではない

かと思います。

そういうような状況の中で、我が国が違法伐採による木材は輸入しないという方針を決めたところで、それを守ることは難しいと思うんですけども、それに対して何か具体的に方法をとられているかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○木平会長 ありがとうございます。

○辻次長 違法伐採対策といたしまして、グリーン購入法に基づく基本方針を4月1日から改正いたしまして、政府が調達する木材・木材製品については合法性が証明されたものに限ることになったわけでありまして、どういう形で合法性を証明するかということで林野庁でガイドラインをつくったわけであります。したがって、今、委員が言われたようにインドネシアで原木が生産されて、マレーシアにいった加工されて入ってくるということについては、インドネシアの方で伐採の合法性の証明が要るわけであります。それを受けて分離して加工していると。いわゆる合法性の証明があるものと証明のないものとを分離して、加工の段階で分別管理していると。そういった証明をしてもらったものについて合法性があるということで、少なくともそういうものに限って政府調達はやろうかということになっております。

それから、地方公共団体とか独立行政法人につきましては、独立行政法人は政府の一員ということになりますけれども、地方公共団体は努力義務がございますので、追い追いそういうことが浸透していくのではないかと考えております。

○倉沢委員 民間企業に対しては、行政指導的なものを行うということですか。それはかなり難しいと考えてよろしいでしょうか。

○辻次長 強制はできないわけですが、合法性が証明された木材を使うべきだというPRはやっていきたいと思っております。現に民間でも原料に合法性を証明された木材を使いたいという動きも出ておりますので、広がっていくのではないかと考えております。

○倉沢委員 あと、お願いなんですけれども、二国間協力で日本がインドネシアでの違法伐採を防ぐための協力を行うということですが、その場合、今おっしゃってございました証明書自体が、官憲が違法に関与しているために証明書が幾らでも偽造されているという非常に悲しい状況がございます。ですから、非常に難しいと思うんですが、その辺も踏み込んだ対策をぜひとっていただければと思います。

○辻次長 現在、インドネシアに関しましては、日本の助成で木材のトレーサビリティ、いわゆる履歴の追跡ですね、こういったシステムを構築することができないかということをやっております。そういうところがうまくいけば、今、委員が言われたようなところはある程度解決

されてくるのではないかと思います。

○木平会長 よろしいでしょうか。

それでは、横山委員、どうぞ。

○横山委員 前回の審議会でお願ひしたことが、公社と各関連主体の協定についてかなり手厚く対応していただいたことに感謝申し上げたいと思います。今日のお話を承って、2点、質問と、1点、意見を申し述べたいと思います。

質問が2つございまして、1つは資料1の9ページ、10ページもそうですが、路網整備が重要なんだと。ほかの生産の仕組み等で機械との一体的な組み合わせが必要なんだと。これは路網のつくり方の話だろうと思うんですが、路網整備そのものの低コスト化について、同じ一定の予算の下で数多くの路網をどうすれば路網の面積が大きくなるのかと。いわゆる最適化問題を考えられているのかどうかということです。あるいは、路網の面積の大きさなり延長のものを一定の予算のもとで最大化することがいいのか。あるいは、延長あるいは面積自体は少ないけれども、効率的に伐採量が増えるような伐採量の最大化をいうのか。この辺をどういうふうにお考えになっているのか。路網整備そのもののあり方の検討はどういうふうに行われているのかというのが質問の1点目です。

2点目の質問は、45ページの素材生産費（主伐）の比較、国際比較をしていて、私はこの生産費の要因分析があるのかどうかかわからないのでございますが、スウェーデンが1.5、日本が7.0、なぜこれだけの生産コストに差が出るのか。為替の変動はともかくとして、スウェーデンにしてもフィンランドにしても人件費が安いとは考えられない。そうすると、地形が大きいのかなと思うんですけれども、7.0ということは、政策でコントロールできない部分はどの程度あるのか。それ以外で差があるとすれば、政策なり対策に差があつて、これだけの差があるのかどうか。こういうような要因分析がこれまでご研究としてあるのかどうか。この辺を知りたい。これが2点目でございます。

3点目は、あくまで意見ということで聞いていただきたいのでございますが、私、別の関連で自動車税のグリーン化の見直しの委員会の取りまとめをやってきましたんです、17年度。それで、自動車税のグリーン化は結構効いているということが、産業界あるいは一般の消費者の皆さん、自動車を購入する皆さんも非常に身近な税ということでいいと。先ほど環境税の話が出たんですが、それは環境税という形で今回新たなカーボンタックスというんでしょうか、化石燃料課税について言うつもりはなくて、意見として申し上げたいのは、消費者、一般の人々が身近に感じるこうした手当、自動車税のグリーン化に匹敵するようなものがあるとすれば、所得税に

おける住宅取得控除制度なんだろうと。

これは私自身まだ研究途上ですので、アイデアだけで恐縮ですけれども、申し上げたいことは、住宅取得控除の減収額というんでしょうか、財務省さんからすれば税収が減ってしまうことは困るということで、減税額が増えてしまうのは困るということかというと、減収額を住宅取得控除制度による所得税の国税の減収額を一定にしたままでも、すなわちレギュニユー・ニュートラルの考え方なんですけれども、それを原資として、減収額が一定のままにして自動車税のグリーン化と同じようなことができないかと。

言いたいことは、住宅取得控除の割合を国内材の使用率によってより多く減税を、いわゆる取得控除額を認めてあげる、その辺のやり繰りができないかと。それから、国レベルだけでいうとまたいろいろな問題が出てきますので、木材利用率による減税額、外国産の輸入材を使っても一定幅減税を割り増ししてあげる、さらに国内材の場合にはその倍あるいは3倍ぐらいの減税額を認めてあげられるような仕組みづくりが考えられるのではないかと。だから、住宅取得控除制度そのものの見直しをお考えになったらどうかと。自分自身まだその辺の計算も何もしていませんが。

先ほどトレーサビリティの話もありましたが、実際にどれだけ国内材を使った住宅なのかということについて、これからの制度を仕組む上でのさまざまな整備が必要だということはわかるんですが、国内材の使用率が高ければ高いたけ住宅取得控除が得られるような仕組みづくりがビルトインできると、国内材を使うことについての産業界も一般の新規住宅を考える皆さんへのメッセージになるのではないかと。これはあくまでも意見です。

以上です。

○木平会長　ありがとうございました。

それでは、最初の質問事項、路網についての最適化というのは何かと。延長なのか、木材生産の効率なのか。その点と、それから、素材生産費の比較の内容について。

それでは、お願いいたします。

○古久保整備課長　整備課長でございます。後ろの方から失礼いたします。

路網の関係についてご説明申し上げます。作業を効率的に行う上で路網の整備は必ず必要でございまして、長期的な視野に立って、ゴールとしては必要な箇所きちっと幹線も枝線も配置してネットワークを完成していくということでございます。その中で、恒久的な林道のようなものは自治体を中心となって公共事業として整備をして、その先の作業路網については、作業を行う事業体が必要な整備をするときに助成するというのが一般的な形になっております。

公共的に行う林道の整備、恒久施設をつくるわけですが、これのコストダウンについては、工法の改善、規格の見直しをしながら、できるだけ安く、必要な機能を満たすものをつくっていくということで、公共工事のコストダウンという観点から事業を進めていくということでございます。また、進める際の優先順位につきましても、当面の施業に必要な度合いが高いものからやっていくということを私どもは進めているということでございます。

それから、その先の施業を行う事業者が作業路網をつける、この分野については先進的な事例、土を掘って道をつけるわけですが、安易につけると崩れてしまうわけですので、簡易な構造で、なおかつ耐久性が強いものを、細かな工夫を重ねてきちっとつくっていくという事例がかなり出てきております。このような路網を使い、高性能林業機械を使って作業をするわけですが、事業者の行うこのような作業路網の整備については技術の普及と、助成策を行うときにいろいろ指導していくということで、できるだけ低コストなシステムで必要な道がつくようにということで、施業のトータルコストを事業者が管理しようとする中でそれを応援する形でやっていくということでございます。

特に必要な場合には、一定の団地区域で道だけ先に整備するということに支援をしておりますけれども、基本的には施業の実施に合わせて進めておりますので、整備の仕方は施業の実施と一体的に進むという形でございます。

以上でございます。

○木平会長 生産費のコストの比較のことについてはいかがでしょうか。

○河野木材課長 木材課長でございます。45ページの生産費の関係ですが、特に北欧、スウェーデン、フィンランドにつきましては、伐採面積と機械化、特に地形が我が国と大きく異なります。これらが生産性の大きな差になっている原因と思われます。オーストリアにつきましては、日本ほどではなくても山岳地帯でございます。ここも機械化等の関係が非常に大きく作用していると考えております。

日本の場合も、こういう機械化、あるいは、団地の取りまとめなどを進める中で、オーストリアのところまでは路網の整備等によって生産性を近づけることができるのではないかと。北欧の中でもこういう山岳地帯が参考になる、その辺が目標になると考えております。

以上でございます。

○木平会長 税制についてのご提案は、意見ということでお受け取りいただきたいと思います。

それでは、海瀬委員から。

○海瀬委員 3点ばかり意見と質問なんですけれども、まず11ページの公的機関による森林整

備の促進と。堂々とうたわれているわけですがけれども、姿としてこれをここまで堂々とうたうべきかどうかというのは非常に疑問に感じております。もう少し民間の力を引き出すようなことができないのだろうか、手を尽くした上で公的機関による森林整備の促進というのが出るべきだと私は思っております。余りにも公が表に出すぎるとというのは、今の政治の流れに逆らうような形になるのではないだろうか、そういう懸念を持っております。

2番目としまして、21ページ、「企業の森」とかCSRのことが書かれているわけですがけれども、これもちょっと気になるところがあるんです。1つは、問題点を整理されておりますけれども、林業を営む以外の大企業の力を引き出そうとすればインセンティブが必要ではないだろうかと思います。例えばCO₂の排出源のカウントの問題ですね、森林整備をすればそういうものがマイナスカウントされるとか、そういう必要があるのではないかと思います。

それからもう1つは、大企業の場合に各種補助金を受けられないというポイントがあります。ですから、国としては何もしないけれども、それに期待しているよというのはちょっと虫がよすぎるのではないかと思います。せめてCO₂の吸収源のカウントをするということ、税制上の何らかの対応をしていただくということが必要ではないかと思います。分収をほしいと思っている企業はどこもありますから、金は出しっ放しでいいと、そう思います。

それから、そこにCSRのことが書かれておりますけれども、CSRに対する現在の一般的な理解度は、あくまでも企業の本業を通じての社会貢献であるというのがCSRの根本的な考え方だと私は教わっています。単純にCSRをぼんと出してくるのではなくて、もうちょっとご研究なさった方がいいのではないかなという懸念を持っております。

それから、36ページに民有林と国有林の連携とあります。ここに書かれているとおりのうまく進んでいけばいいことだろうと思うんですが、これは非常に地域差があると思います。例えば、国有林面積が非常に小さな、私が林業を営んでいる和歌山県のような地域ではむしろ国有林が障害になっているということが言えます。例えば、作業道をつける。地形の関係上、私どもの所有林と国有林の境界線の中に作業道が一部入りたいと。これは国有林はほとんどノーなんです。ノーでなくても、一部、支障木をとったときには立木補償をよこせと。そういうことでこれはなかなか進みづらいと思います。このあたりもうまく連携ができるようにお考えいただければありがたいと思っております。つけた後は国有林さんもどんどんお使いになっていらっしゃる事例もありますので、お互いにメリットあるものは手を携えてやっていくということをお願いできればありがたいと思います。

○木平会長　ありがとうございました。

かなり具体的なことから抽象的なことまで、公的機関に対して民間、民力の活用と、そういう考え方が必要ではないかと。それから、企業も動機づけが必要ではないかと。それから、CSRという概念の内容の検討が必要である。それから、民有林・国有林の連携の中で、国有林の中に林道を通す場合、もう少し融通性があってもいいのではないかと、こういうご意見だと思っています。

これについて、もし具体的なものがあれば、あるいはご意見としても結構です。

○岡田企画課長 最初に公的整備の話がありましたけれども、今回の基本計画の中で林業・木材産業をきちっと再生していくということを主眼に置いているわけでございまして、その産業が回ることにによりまして、林業者の方で自転してもらうことが一番大事なかなと思っています。そういう議論の上で、公的森林整備のあり方をきちっと位置づけていきたいと思っております。

○海瀬委員 反論ではないんですけれども、私も造林関係をやっている公益法人に携わっているんですが、育林事業というのは公益事業ではないと。ですから、公益法人として適正かどうかという判断をする際に、育林事業は営利事業としてみなしなさいというご指導を受けたりしているんですね。ということは、林野庁は育林事業は営利の事業であるにご覧になっていらっしゃるのかどうか。そうであるとしたら、公的機関による森林整備というのがここに出てくること自体が矛盾するのではないかなと、ちょっと割り切れない思いがしたものですから、あえて質問しました。

○木平会長 それでは、その点、お答えいただきます。

○沖業務課長 ちょっと違う観点ですが、よろしいですか。国有林の業務課長でございます。

先ほど最後の方で地域で国有林が障害というお話がございましたけれども、国有林の森林をあわせて整備するということで地域と協定を結んでやっていくということを最近進めてきておりまして、地元の署とも地元市町村と連携をとらせていただきながら進めさせていただきますので、またご指導いただければと思います。

それから、CSRにつきましては、現在、林野庁で検討会を実施しております。その中でも今ご指摘のようなご意見もいただいておりますが、CSR、企業として本業から出てきたものと言われております。これがどう評価されるか、どう評価していただくかというのが一つのポイントになるということも教えていただいております、おっしゃられましたようなCO₂と言いますか、環境に対する評価がどのように我々の貢献があるのか教えてほしいという意見をいただいております。そういったものを踏まえまして、研究会の方向をまとめていきたいと思っておりますので、またご指導いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○木平会長 ありがとうございます。

それでは、鷺谷委員からどうぞ。

○鷺谷委員 質問というよりはコメントなんですけれども、今日の冒頭の資料でご紹介のあった林業者と消費者との価値観のずれとか、ここでのご意見も収束するというよりは、どちらかと言えば発散しがちだということを考えますと、国民レベルでの合意形成を考えるとかなり深刻な事態にあるのではないかという印象を持たざるを得ません。木材生産のことだけ考えても、容易に先を読めないような見通しの悪さがあるのに、多面的な機能も含めて総合的に判断しなければならなくなっています。

立場が異なると見えている側面が異なるということもありますし、私たち誰もが立場の違いにかかわらず、また、研究者、あるいはそうでない人を含めて、どうしても近視眼的、短絡的な因果関係の理解に陥りがちだと。それは私たちの認識上の制約でもあるのですけれども、総合的な理解とか判断というのはどちらかと言えば苦手なんですね。そんなこんなで、現在、森林に関して相互理解とか合意形成が難しい状況になっていると思います。

このような状況を打開するのに役に立つアプローチとして、1つはシナリオ分析のようなことが考えられるかなと思うんですね。政策の帰結の明瞭な比較を可能にするために、選択肢として考えられる幅広い政策の中からやや極端なものをつくって、その中には多面的な機能を重視してアダプティブ・マネジメントを取り入れるような政策も含まれると思うんですが、それら数種類のシナリオを設定して、評価し得る限りのさまざまなコストと将来的なベネフィットを網羅的に評価するわけです。環境の面からも経済的な面からも評価して、社会的な面も重要だと思うんですけれども、具体的な将来像の形、シナリオであるゆえんであるわけですが、描いて、それによって関係者の相互理解や合意形成に資するというものなんです。

つまり、異なる政策が進められたときに、20年後、50年後にどんなことが期待できるかイメージを描けるようにするということですね。その例として、国連が実施したミレニアム生態系アセスメントがあって、それではもう既に萌芽のある政策をやや極端に4つにして、さまざまな面の将来像を描いているものもあります。それも同じようにもっと広範なレベルでの合意形成に資するものとして、そういう分析がなされたわけなんですけれども、それよりは容易にできるシナリオ分析かなと思いますが、どうやって発散しがちな議論を集約していくかということ、アプローチの仕方を考えることも重要なのではないかと、ご議論を聞いたり、今日のご説明を伺っていて感じました。

○木平会長 ありがとうございます。

「合意形成」ということが資料のあちこちに記入されているんですけども、合意形成だけでは全く進まない、非常に難しい課題だということを私も感じていまして、同感です。したがって、合意を形成するための手法を提示していくことが必要だろうと。その一つとしてシナリオということ、この案でいけばどういうことが将来起こると。そういう幾つかの選択肢を示して、その中でどれを選んでいただきますかというような、専門家が力を発揮できる場所ではないかと思うんですけども、そういう方法を「合意形成」の言葉のあとに、具体的なものを載せていったらどうかと、こういうご意見でございます。私もそれは必要だと思います。

それでは、加倉井委員から。

○加倉井委員 海瀬委員と同じことをまず最初に一つお願いします。前にこの席で私は、国有林ではなくて民有林を相手に、国の計画があり、県の計画があり、地域の計画がある、計画、計画、計画って何だと。計画経済国家なのかということを言ったことがあります、国が命令して何かをやるということは本当にできるんですか、そんな時代ではないと思うんですね。ですから、海瀬委員が申されたように、民間の活力をどうやったら引き出せるか、そういう政策を提示するのであって、国がどうすべきで、どうあれと、そんな時代ではないと思いますよ。それをちゃんと書くべきだと思います。

ついでに、魚津委員もおっしゃいましたが、市町村が勧告するって実際できないでしょう。できますか。市町村長さんの立場になったら、変な勧告をしたら首になりますよね、選挙で落ちますよね。どうやってやるんですか、具体的に。それは計画経済国家の発想じゃないかというのが基本的にありまして。これは海瀬委員の意見につけ加えさせていただきます。

もう1つ、同じことなんですが、私はジャーナリストで一般国民の感覚と同じなものですから、そういう違和感みたいなものがあります。例えば、46ページに「川上から川下までが一体となった国産材の安定供給体制のモデル」というのが書いてあります。これを見ますと、今の基本的な問題の根本のところは何があるかというと、「所有規模が零細、生産・流通・加工が小規模・分散的・多段階」と書いてありますね。この一番最初の「所有規模が零細」というのがすべての問題の発生の根本のところにあると思うんですね。

私は30戸のマンションに住んでいますが、近くに130戸の大マンションができるんですが、この間取りに全部ばらばらの木を使うはずないんですね。つまり、コストのことを考えると、木材の大量消費、規格化の時代でしょう。そうすると、規格が決まって消費するんだったら、生産の方も同じ年に生まれた同じような地域の材料が出てこなかったら使いにくいから、使わないじゃないですか、基本的に。使わなければすべては始まらないわけです。そうしますと、

林野庁の問題の基本のところに、構造改革という考え方がどこかになければおかしいんじゃないだろうか。小泉純一郎に便乗するわけでも何でもありませんが、この大量消費の時代に、小規模生産をずっと続けていって、本当に日本の木材を使ってくれるんですか。どこからそういう発想が出ますか。

そういうものに対して、せつかく世の中がそういうふうになってきたんだから、何かの声が出てこなきゃおかしいんじゃないかという気が私はするんですね。きっかけはあまりちゃんとしたものはないかもしれませんが、1つは気候変動枠組条約、温暖化防止というので、国民が応援しているということがあり、もう1つは、ひっくり返した変な言い方ですが、山林所有者はみんな経営意欲をなくしているものですから、別な意味で構造改革を進めるひとつのものにはなると思うんですね。そういう発想がゼロというのは、別な世界でやっているような気がして仕方がないんです。どうぞそういう発想も林野庁から出していただけたらよろしいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○木平会長 今、ご意見、2点いただきました。民間の活力を活かすという姿勢が基本ではないかと。もう1つは、森林の所有規模に関する構造的な改革という発想が必要ではないかと、こういうご意見です。

○川村林野庁長官 今、加倉井委員からご指摘があったこと、問題意識は私どもも全くそうできて、後半の方からでありますけれども、新生産システムは所有規模が零細ということが出発点だと我々も思っています。特に森林の場合は所有者と生産が今は分離されているわけですね。ですから、農業のように所有なり権利を集約して規模拡大するといったような手法はちょっと無理なので、むしろ施業の単位を大型化する。つまり、いっぱいいらっしゃる方の合意をとって施業単位を大きくしないと生産コストも下がらない、こういう構造になっています。

しかも、不在村の地主の持っている森林が4分の1を占めます。ですから、ここのところをどうやっていくかということが、この新生産システムのキーポイントということで、加倉井委員と同じ問題意識で、川上のところをいかに構造改革していくかという発想に立った事業でございます。この先発で新流通加工システムというものをやりまして、これは川下側の発想でしたけれども、今回は川上のところをいかに大型化し、定量で安定的な供給ができるようにやっていくか、こういうことを目指しております。

それから、経済的インセンティブで民間が動いていただくということが大事なので、そのためにも今回の柱は国産材の利用拡大を軸にして、林業なり木材産業の活性化を図る。そこを一つの大きなバネにして森林の再生を図っていこうと。こういうのが一つの思想です。ただ、現

時点で行きますと、そういった構造があつて、木を切っても赤字であると。現状のままではそういうところがあるので、民の特に林業を生業にしていない方々のインセンティブが働かないというところがありますので、そこをどうやっていくということが一番ポイントだろうと思っています。

そういう意味では、川上側のコストダウンをいかに図っていくか。先ほど横山委員からありました路網の整備等、高性能機械でコストを5割カットしたような事例もありますし、立米7,000円の素材生産費が半額にできるというような事例もたくさん出ております。これをいかに広げていって経済的に回って、民のインセンティブで森林の再生ができるかということが、今回特に力を入れてやらなければいけないことだと思っております。

○木平会長 どうもありがとうございました。

それでは、次の意見ということで。

○岡田委員 いや、関連したことで。

○木平会長 関連ですか、はい、どうぞ。

○岡田委員 林野庁に質問したり意見を言いたかったんですが、逆な立場に立ってしまうかもしれません。公的森林管理とか整備とか公的な森林の整備部分の促進にかかわって、隣の席にいるものですから、大変言いにくいんですけども、今、加倉井委員からもありましたように、例えば林業公社というのは、今は森林整備法人ですが、まさに中小規模の所有者が自らの資本力とか所有に埋没した利用しか行い得なかった。そういうところを何とか一体化しながら、所有から生産へ。それを誰がやるのかというと、山村地域ですから、特に自生的な資本は依然として期待できませんね。

そういうところを公的な形でやってきたのが林業公社なんです。今のお話ですと、そこへの理解が全くないなと感じたものですから、そうではありませんということをご理解いただきたいと思います。なおかつ、そこでは、県とか国のレベルだけではなくて中小の所有者が、村なら村の全部に張りついたような格好でいるものですから、村がお金を出してという形で地べたに張りついた公と言いましょか、直接にかかわれるパブリックというか、そういう公的なという意味合いであつて、ちょっとご理解が違うなと率直に思いました。

問題はここからなんですが、そうした良い仕組みが、残念ながら高度成長の中で初発のところのお金まで全部借りてと、それも非常に高い利子を払わなければいけない仕組みの中で行ったことによる問題性というのは大変大きいと思うんですね。そこへの解決というのは、急いで行われるべきだと私も思います。しかし、だからといって今、問題にされるような中小規模の

とか、あるいは、そのどの一つも生産力化し得る非常に重要な部分ですから、そういうところを生産力化するための仕組みとして、最も地域にふさわしい、あるいは妥当であった仕組みそのものも消し去ってしまうというようなことがあるとすれば大変不幸なことだだと思います。

そういう意味で民の力は大事だと思っていますが、民の力が目も向けてくれないような地域があって、そういう地域の森林、林業こそが我が国の林業生産を支えているということも明確なんですね。統計を見ていただくとわかるとおり、東北と九州と北海道が今の生産のほとんどを占めています。その地域は今言ったような自生的な資本力に期待できないような地域だということもはっきりしていると思っています。

○木平会長　ありがとうございます。

海瀬委員は決して森林公社の役割を無視されたわけではないと思いますが、岡田委員としては公的な森林整備の役割の重要性を主張されたと。しかし、今は財政問題が起こっている、その解決が必要であるというご主張だと承りました。

それでは、有馬先生、どうぞ。

○有馬委員　私はどちらかというと木を切った後を専門としておりますので、その中で危機感が意外と少ないなという印象を持ちます。それは何かと言いますと、まず1つは地球温暖化の問題がありますが、それについて既に明らかになっているシナリオが幾つかあります。例えば2,500万立方ぐらいはともかく出すんだと。それに対して、どういうところにそれが出せる状況があるのかというシナリオもまだ明確に見えてこない。だとすると、3.9%を維持するための2,500万立方というのは本当に可能かどうかということが読めないのではないか。少なくとも切ったことによってその次何が起こるかという、先ほど鷲谷先生が言われましたけれども、そのシナリオがほしいんですね。そうしないと議論にならないのではないかという感じがいたしております。

それからもう1つは、これは当然、地球温暖化にも関係しますけれども、資源戦争が起こる。化石燃料の資源もそうでありまして、原木だって資源戦争が既に生じていると思います。だとするならばその資源戦争の中でどういう位置づけにあるのかということ、例えば1ページ目でもいいんですけども。1ページ目に「現状のままで10年推移した場合」というグラフが出ておりますけれども、この左側はどうなっているんだろうかというのが見えないんですね。

どれぐらいの面積がくるんだろうか。横にいくのは、横にずっているだけですけども、そのためにどういう量を更新されて、どの程度量が増えてくるんだというのも見ないと。これを見ると、木材を使うのは怖くてできないという印象を私は持ちます。そう考えますと、資源を

今後のことを考えてきちっとするんだということ、2つの大きな役割を持っていると思います。少なくとも今明らかになっている部分については、具体的なシナリオを幾つか書いていただくと議論がしやすいのではないかなという印象を持ちました。ちょっと変な言い方かもしれませんが、それでも。

それから、その中で気になりますのは、原木価格がありますが、これが木材の利用方法から考えると、これ以上安くなってもらっては困るのではないかと思います。したがって、コストダウンというのは、逆にいうとコストアップの方向にどれだけ頑張れるかというのが、木材にとってこれから必要なことだと思います。ただ、そのときに大事なことは、どの値段が最低レベルの値段なのか。今が底なのか、幾らぐらい要るんだということが、少なくとも国有林でははっきりしてほしいし、民有林もそれに対して幾らだということが出てくるだろうと思います。

そうすると、今の我が国の国土を、ある約束を守るための値段というのはこれぐらいだというのが出てくれば、それで木材産業も考えざるを得ないと私は思っております。これはちょっと逆説的で申しわけないんですけども、先ほどからコストダウンを図らなくちゃと言われれば言われるほど、木材を利用している者にとってはこんな申しわけないことをしていいんだろうかと、正直感じるところがございます。むしろどれだけ高く買い上げられるかということも木材産業としては考えなくてはいけないと思っております。だとするならば、本当はどの辺なんだということだけは何とか示していただけないかなと。それはシナリオで結構でございますので。そういうことでございます。

○木平会長　ありがとうございます。

資源の将来の見通しの中で、資源政策についての量のシナリオ、価格のシナリオをつくるべきであると、こういうご意見だと思います。

それでは、古河委員、お願いいたします。

○古河委員　まず民間林業はそんなに意欲が減退しているというふうには思っていないんですけども、長官から新生産システム、民間の力に期待するというお言葉をいただいて大変ありがたいと思っております。私どもは、日本の森林を価値化して、これは経済的な価値とか環境的な価値とかもろもろの価値があるんですが、これらを何とか内部化して森林に投資させる。こういう状態をつくらないと日本の森林を守ることは難しいのではないかなということをやっと申し上げて努力をしてきました。

今回、基本計画が出まして、森林の再生と木材の供給・利用の拡大というところで、1,700万立方を2,500万立方にすると。特に製材品を1,800万立方にするというお話がありますけれど

も、こういう数字を並べる場合は、今、先生がおっしゃったようにまず戦略があつて、その過程というか、シナリオがあつて、そのスケジューリングとか年次計画があつて、毎年修正をしていくという計画をつくらないと、どうやってやるのかしらという内容で、民間というか我々はよくわからないんですね。ですから、そういったシナリオをはっきりつくっていただいて、年次計画、毎年の計画をつくると。

農業の場合は、農業の基本計画を拝見すると、そういったシナリオと年次計画がきちんと出ていると思うんです。ぜひ林業の場合もここに至る経過をはっきりしていただいて、そういった修正がしやすいようにしていただきたいと思います。農業の勉強をしますと、環境の直接支払とか納税猶予とか、低利のスーパーL資金とか、所得安定対策とか、林業と比べると政策がまるで違うんですね。その辺を含めて、何とか民間林業を再生させるという努力をしていきたいと思っておりますので、その辺をぜひ織り込んでいただきたいと思います。

○木平会長 どうもありがとうございました。

政策の実現への裏づけとなるシナリオが必要ではないかと。

それでは、予定の時間がきたんですけれども……。

○太田委員 時間がないようですので、舌足らずになるかと思いますが、項目だけ上げさせていただきます。

今のようなことを考えていきますと、先ほど海瀬委員が言われたように、育林は公益でないとか、そのあたりのこともどうするのか考えていかないといけないのではないかと思います。

それから、鈴木委員が言われましたように、水源かん養か、木材か、両立するというんですが、水源かん養機能と木材の生産は論理的にも両立できると思っております。そういうことになってきますと、今のようなところも出てくるのではないかと思っております。

あと、項目だけですけれども、有馬委員が言われましたように、全体として温暖化の話はどこへいったのか、どこかできちっと対応して、そういう項目がないわけにはいかないだろうと思います。

それから、この次でいいですけれども、質問です。70ページのバイオマス利用というのは、農業と一体というか、地域で一体で考えていかなければいけないんですが、そういうモデルもあるやに聞いております。そのあたりはどうなっているのか、これは質問です。

それから、35ページ、治山のところですが、流木対策、昔、はげ山のときは幾ら土砂が崩れても流木は出てこなかったのが、ほんのちょっと崩れても流木が出てくるというのは木が豊か

になっている証拠なんですね。しかし、対策はしなければいけないので、この項目はあった方がいいかなと思っております。

それから、最後ですが、そういうことでシナリオの問題とか、少しレベルの高い森林のPR、これは20ページ、24ページ、63ページ、64ページ、65ページ、普及の問題、木づかい運動もありますけれども、シナリオも含めて国民に知らせていくと、そういう統合的な普及を図っていく。メディア系の委員がおっしゃられていますように、そういう力もお借りして、もう少しレベルの高い国民への普及も総合的にやらなければいけないのではないかなと感じております。

以上でございます。

○木平会長 ありがとうございます。

時間はあまりありませんので、ご質問にお答えする時間はないと思いますけれども、要点だけを、どうぞご意見をいただきたいと思います。

○岡田委員 流域管理システムの資料を出していただき検討していただきましたけれども、私の印象を申しますと、今、太田委員も言いましたように木材生産と森林整備を一緒になってやっていこうとした流管システムを、今回の案では国土保全のところにひとつは逃げたというか。もう1つは、前回の基本計画では林業の持続と健全な発展という項目があるんですけども、これが今回は見えておりませんので、木材の供給と利用の方に木材はいつてしまう。流管システム解体なのかという印象を大変強く印象づけたなと思います。

ところが、先ほどもいろいろ出ていますように、国有林・民有林を一緒にして流域を管理・経営できるような経営体みたいなものをイメージされるとどうなのかなと思っています。現在、民有林だけの場合は公社とか整備法人があるんですが、国有林も含めた流域一体に管理できるような経営体のイメージができると、所有と上物としての森林部分の管理を分離させながら、上手な管理ができるような気がいたします。流管システムにあるヒントがあると、それをどう機能させるか、そこへ向けての整備、検討が必要ではなかったかと思います。

○木平会長 ありがとうございます。

それでは、鷺谷委員、どうぞ。

○鷺谷委員 流域管理システムのご説明に関してですけれども、世界的な上流との対比をイメージする「流域管理」という言葉とかなり違うので、ご説明いただいた内容に「流域管理」という言葉を使うのがふさわしいのかどうかちょっと疑問に感じました。アメリカ合衆国で進められている大きな流域単位の生態系の管理ということだと、河川や下流域、海までも含めて水利用、資源利用、あるいは、災害のコントロールなどを含めた総合的な生態系管理を流域管

理と言っているような気がするんですね。

つまり、流域でなければならない理由というのは、水循環とか物質循環を考えるのに適切なスケールが流域スケールだから、流域管理という考え方があらわれたのではないかと思うんですが、協議会に森林関係の人しか入っていないような形での流域管理というのが、なぜ流域ということにこだわらなければいけないのかがわからない面もあります。なぜ流域で物事を考えなければいけないかという根本に立ち戻った流域管理システム、ここの行政の中だけではできないことだと思うんですが、ほかの行政とも協力しながらそういうものをつくっていく方向を検討し始める方がいいのではないかと思います。言葉だけが違う形で一人歩きするのはよくないと思います。

○木平会長 ありがとうございます。

ご趣旨、非常によくわかります。

○太田委員 私も前から何度も指摘しております。それだけつけ加えておきます。

○木平会長 惠委員、要点をお願いいたします。

○惠委員 ちょっと細かいことですが、33ページ、国土保全の治山の図ですが、従来と今後の図で都市部に木が使われていて、CO₂が移動しているような表現にするとか、総合的に流域を管理していく森林経営というイメージが、治山のところだけではなく、もうちょっと広い視点から今までの皆様のご議論が盛り込めて、絵にもあらわせるといいのではないかなと、これだけでは誤解してしまうくらいがあるので。

あとは、実際に木を使ったら、CO₂固定度が3.9とか、グリーン購入とか、木づかいとか、そういうことの証明になるような統合的なデザインのキャッチなものが提案できると、それを何かのレベルで評価してベタベタ張っていくような、今回の案にはないんですけども、統合的なものに、位の高いマークが出せるぐらいのことができないかなと。

最後に、流域という個性の違うところでの管理、その地域の合意形成の中で地域の社会の仕組みと、世界や日本国土全体を見られる流域管理の概念を盛り込める人をメンバーに入れるべきだと。今、鷲谷先生がおっしゃったことに尽きるんですけども、そこを仕組みの中にも書いてほしいなということがあります。そういうことに関する応援団はいっぱいいると思いますので。蛇足になりましたが。

○木平会長 ありがとうございます。

早坂委員、何かございますか。

○早坂委員 次回でいいです。

○木平会長 それでは、まだご意見がかなり残っているようですけれども、予定の時間がきまりましたので、この辺で意見交換は終りにしたいと思います。

それでは、最後に、前回実施についてご了解いただきました有識者ヒアリングと現地視察について、私と事務局とで相談するとともに、相手方や視察先との調整をいたしまして、内容等についてかためましたので、このことについて事務局から説明をお願いいたします。

○岡田企画課長 それでは、まず有識者ヒアリングのご説明をいたします。資料４でございますけれども、会長とご相談いたしまして選考させていただきました。

都道府県知事につきましては、森林率が国内第２位、林業経営体数も第３位など、我が国を代表する森林・林業県でございます岐阜県、意欲的に森林行政に取り組まれておられるということでございますので、そこの知事の古田肇様をお願いしたいと考えております。

消費者団体につきましては、消費者サイドから環境に配慮した商品サービスの普及推進を図っておられるＮＰＯ法人グリーンコンシューマー東京ネット理事として活躍されておられます善財裕美様をお願いしております。

それから、森林整備の専門家につきましては、国内最大の試験研究機関として、全国規模で試験研究をしている独立行政法人森林総合研究所におきまして、長伐期施業等の分野に取り組んでおられます佐藤明様をお願いしたいと思います。

それから、地域林業の専門家につきましては、日本林業の問題点と先進林業国との客観的な比較分析をなされ、林業再生に向けた幾つかの具体的な提言をされておられ、また、森林再生プロジェクトにも取り組んでおられます富士通総研経済研究所主任研究員の梶山恵司様をお願いいたします。

木材産業の専門家につきましては、住宅着工分析、経営分析などにより、木材加工関連企業の経営改善指導をされていらっしゃいます山田事務所所長の山田稔様をお願いいたします。

以上５名の方々から５月８日にお話しいただきたいと思っております。

それから、現地視察につきましては、５月２２・２３日の１泊２日で、熊本県を考えておりますが、具体的な日程などについては現在熊本県と調整中でございます。今月末をめどにお知らせしたいと考えております。

なお、資料６は今後の審議日程でございますので、ご参考に見ていただき、ご出席のほどをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○木平会長 どうもありがとうございました。

こういう内容でこれからのスケジュールを進めていきたいと思います。ぜひご出席いただくようお願いいたします。

以上で本日の林政審議会を閉会させていただきたいと思います。

次回は5月8日、2時から、農林水産省で行いたいと思います。

今日は長時間にわたり熱心なご審議をいただきありがとうございました。

午後 4時10分 閉会